

島根県営繕工事における余裕期間制度設定工事の試行に係る事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、島根県総務部が発注する営繕工事について、受注者の円滑な施工体制の確保を図るため、事前に労働者の確保や建築資材の調達を計画的に行うことができる余裕期間を設定した工事を実施するにあたり、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条

(1) 余裕期間

契約締結（予定）日の翌日から工期の始期日の前日までの期間をいう。

余裕期間内は、監理技術者又は主任技術者及び現場代理人を配置することを要しない。

(2) 実工期

実際に工事を施工するために必要な期間で、準備期間と後片付け期間を含む。

(3) 全体工期

実工期に余裕期間を加えたものをいう。

(4) 工期の始期日

実工期の始期をいう。

(5) 工期の終期日

実工期の終期をいう。

(対象工事)

第3条 本要領により、発注者が指定する営繕工事に適用する。

(余裕期間の設定方式)

第4条 発注者の判断により以下のいずれかの方式を設定する。

(1) 発注者指定方式

発注者が工期の始期日を指定する方式をいう。

(2) 任意着手方式

発注者が示した工期の始期日・期限までの間に、受注者が工期の始期日を選択できる方式をいう。工期の終期は受注者が設定した工期の始期日から発注者が示す実工期を加算した日とする。

(3) フレックス方式

発注者が示した全体工期の間で、受注者が工期の始期日と終期日を選択できる方式をいう。

(余裕期間の設定)

第5条 発注者は、余裕期間を実工期の30%を超えず、かつ、120日を超えない範囲で設定する。

(前払金の支払い)

第6条 受注者は、余裕期間を設定した工事の前払金について、工期の始期日以降でなくては請求を行うことはできない。

(工期の始期日までの現場管理等)

第7条

- (1) 余裕期間中の現場管理は、契約締結日から工期の始期日の前日まで発注者が行うこととする。
- (2) 受注者は、余裕期間内に資材等の準備を行うことができるが、現場への資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて別に定める。

附 則

この要領は、令和8年10月1日から適用する。